

社会保障審議会介護給付費分科会(第27回)議事次第

平成17年9月5日(月)

15時から18時まで

於：霞が関東京會館 ゴールドスタールーム

議 題

1. 介護報酬改定の基本的論点と今後の検討の進め方(案)について
2. 介護予防サービスについて
3. その他

介護報酬の改定スケジュールについて

平成12年
4月

介護保険法施行
(介護報酬の設定)

平成15年
4月

介護報酬改定

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護報酬の改定

平成17年10月改定事項

平成18年4月改定事項

平成17年
6月20日

平成17年10月改定事項
について検討開始

平成18年4月改定事項
について検討開始

○居住費、食費を保険
給付の対象外とする。

介護予防WT
の設置

平成17年
7月14日

諮問・答申

○予防給付の見直し
○地域密着型サービスの
創設 等

平成17年
10月

17年10月施行分に
伴う改定事項施行

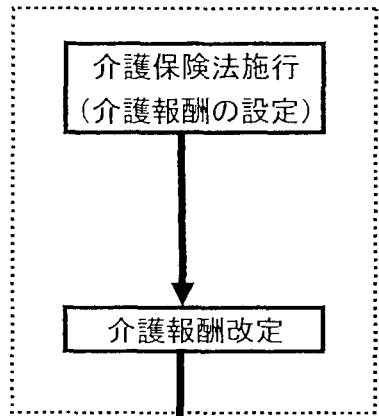
平成18年
1月頃

諮問・答申

平成18年
4月

18年4月施行分に
伴う改定事項施行

介護報酬改定



介護報酬改定の基本的論点と今後の検討の進め方(案)

I. 介護報酬改定(平成18年4月)をめぐる状況

- 介護報酬の改定は、市町村における介護保険料の見直しと併せ、通常3年に1回行われている。平成18年4月は介護報酬の改定が予定されているが、今回の改定においては、次のような状況を考慮に入れる必要がある。

1. 介護保険法等の一部を改正する法律の施行

- 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年6月法律第77号)により、「予防給付の見直し」や「地域密着型サービスの創設」、「ケアマネジメントの見直し」など、給付・サービス体系に関わる制度的な見直しが行われ、平成18年4月から施行されることとなっている。
- これらの制度改正に伴う報酬・基準の見直しが必要となるが、法案審議等の過程において、報酬・基準に関わる確認答弁、附帯決議等が行われており、これらも踏まえつつ、報酬・基準の具体的な検討を進める必要がある。
- また、介護予防サービスや地域密着型サービスなど新たなサービスについては、平成18年4月からの施行に先立ち、都道府県や市町村において事業者の指定等の事務を行う必要があることから、本年秋頃には報酬・基準に関する基本的な考え方をまとめる必要がある。

2. 10月施行に関連する課題への対応

- 介護保険法等の一部を改正する法律の10月施行に伴う介護報酬の見直しについては、本年7月14日に諮問され、介護給付費分科会において報告が取りまとめられたが、その中で平成18年4月改定の課題として提起された事項について検討を行う必要がある。

○介護給付費分科会報告（平成17年7月14日）－抜粋－

当分科会においては、今後、平成18年4月に予定されている次期介護報酬の見直しに向けた検討を進めていくが、その中では在宅ケアの推進に関する課題をはじめ、今回の見直しに関する当分科会の審議の中で提起されたユニット型個室等と多床室との介護報酬設計のバランス、質の向上の観点からの人員配置の在り方、利用者の居住環境の改善等の諸課題についても検討することが必要であると考えている。

3. 介護保険財政の状況

- 平成18年4月は、各市町村における第1号保険料の見直しが予定されている。介護給付費が急速に増大している現状では、各市町村において保険料の相当の引上げが見込まれるが、介護報酬見直しにおいては、制度の持続可能性を高めるための、保険財政の効率化・安定化の視点を踏まえる必要がある。

Ⅱ. 介護保険制度改正に伴う給付・サービス体系の見直し

- 今回の介護保険制度改正により、給付・サービス体系に関わる事項としては次のような改正が行われた。

1. 予防給付の見直し－新予防給付の創設－

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、現行の「予防給付」の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直し、「新たな予防給付」へと再編する。

2. 地域密着型サービスの創設

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域での生活の継続性を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として「地域密着型サービス」を創設する。地域密着型サービスは、従来の介護保険サービスと異なり、市町村が事業者の指定等を行い、原則として各市町村の被保険者のみが、サービス利用可能となる。

3. ケアマネジメントの見直し

軽度者に対する予防給付のマネジメントについては、要支援・要介護状態になる前からの一貫性・連続性のある「介護予防マネジメント」体制を確立する観点から、市町村が責任主体となり、「地域包括支援センター」が行う。

〈改正後のサービス体系〉

市町村が指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス		
<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売 <p>◎居宅介護支援</p>	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 	サービス 介護給付を行う
<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護（デイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 	サービス 予防給付を行う

Ⅲ. 介護報酬改定（平成18年4月）の基本的課題

- 介護保険制度改正等を踏まえた次期介護報酬改定の基本的な課題として、次のような事項が考えられるかどうか。

1. 制度改正に伴う介護報酬の見直し（10月中旬までに基本的な考え方の整理）

（1）介護予防サービス（新予防給付）に関する報酬・基準の策定

- 新予防給付として提供される介護予防サービスについては、軽度者の状態像の特性を踏まえつつ、自立支援の観点に立った効果的、効率的なサービス提供体制を構築する観点から、「介護予防ワーキングチーム」の報告も踏まえつつ、報酬・基準についての具体的検討を行う。

（2）地域密着型サービスに関する報酬・基準の策定

- 地域密着型サービスについては、小規模多機能型サービスや夜間対応型訪問介護などの新たなサービスに関する報酬・基準の策定、認知症高齢者グループホームなど、今回の制度改正で地域密着型サービスとして位置づけられたサービスに関する報酬・基準の見直しについて、具体的な検討を行う。

（3）ケアマネジメントに関する報酬・基準の策定

- 要支援者について地域包括支援センターにおいて行われる「介護予防マネジメント」については、自立支援の観点をより一層徹底させる観点から報酬・基準についての具体的検討を行う。また、要介護者に対するケアマネジメントについては、在宅と施設、医療と介護などの連携を重視しつつ、「ケアの継続性」を確保する観点から、現行の報酬・基準の見直しについて、具体的な検討を行う。

2. 既存サービスの報酬・基準の見直し（12月上旬までに基本的な考え方の整理）

（1）効率的かつ適正なサービス提供

- 制度の持続可能性の観点から、限られた財源を有効に活用するため、現行の各サービスについて、サービス提供の実態も踏まえつつ、効率化・適正化の観点から見直しを行う。また、現行の基準等についても既存資源の活用等を図りつつ、できる限り規制緩和を進める。

（2）サービスの質の向上と専門性の確保

- 増加する認知症高齢者へのケアを含め、今後の介護サービスについては質の向上と専門性の確保がより一層求められる。このため、各サービスの報酬・基準については、サービスの質、プロセス、機能などに応じた評価の視点を積極的に取り入れる。また、利用者の視点に立ったサービス情報の提供を進める。

（3）利用者の特性に応じたサービスの評価

（在宅中重度者への対応、医療との連携）

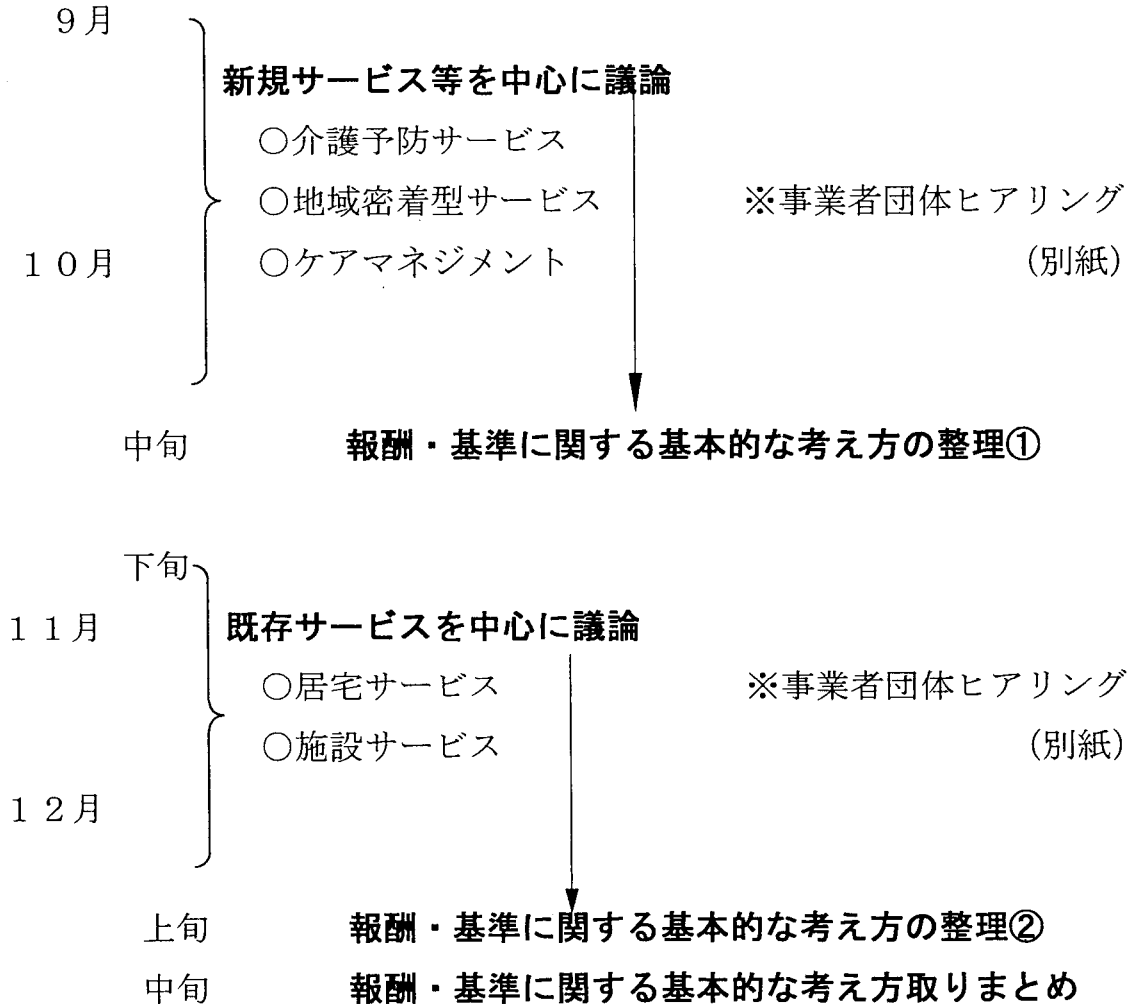
- 在宅での生活の継続性を確保する観点から、医療との連携も含め、在宅の中重度者への支援を強化する。また、施設や居住系サービスの利用者の重度化の傾向を踏まえ、ターミナル対応など医療との連携体制を強化する。

（認知症ケアの充実）

- 今後増加する認知症高齢者に対応したサービス体系を確立するため、地域密着型サービスの創設を始め、既存サービスにおいても認知症ケアに対応する観点から、利用者一人一人の個性と生活のリズムを尊重した「個別ケア」を重視していく。

IV. 今後の検討の進め方（案）

[平成17年]



平成18年度政府予算編成

[平成18年]

1月

中下旬

諮問・答申

(システム改修作業等)

4月

平成18年4月改定施行

事業者団体からのヒアリングについて (案)

第1回 9月29日 (木)

- ①有限責任中間法人 日本在宅介護協会
- ②有限責任中間法人 民間事業者の質を高める全国介護事業者協議会
- ③全国農業協同組合中央会
- ④日本生活協同組合連合会
- ⑤社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- ⑥特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会

第2回 11月16日 (水)

- ①特定施設事業者連絡協議会
- ②社団法人 全国有料老人ホーム協会
- ③特定非営利活動法人 全国認知症高齢者グループホーム協会
- ④日本福祉用具・生活支援用具協会
- ⑤社団法人 日本福祉用具供給協会

介護予防ワーキングチーム中間報告（概要）

I. 介護予防サービス提供に当たっての基本的視点

1. 利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供

- 新予防給付は、日常生活上の基本的動作がほぼ自立しており、状態の維持・改善可能性も高い者を対象とするものである。サービス提供に当たっては、利用者の状態像の特性を踏まえ「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要。

2. 介護予防ケアマネジメントを踏まえた目標志向型サービス提供

- 介護予防サービスの提供に当たっては、ケアプランと連動した**明確な目標設定**を行い、一定期間後には初期の目標が達成されたかどうか評価するという「**目標志向型**」のサービス提供が必要。

3. 利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

- **高齢者の個別性・個性を重視**するとともに、利用者の主体的な活動、参加意欲を高める総合的かつ効果的なプログラムを用意することが重要。

4. 通所系サービスの位置づけ

- 介護予防サービスにおいては、廃用症候群予防・改善の観点から、日常生活の活発化、社会と関わる機会の向上により資する**通所系サービス**を主軸としたサービスプランを組み立てることが重要。

5. 介護予防サービスの特性に応じた報酬のあり方

- 介護予防サービスの利用については、利用者の状態像から見て、ある程度の標準化が可能であり、また、目標志向型のサービス提供を促進する観点から、報酬の設定については、現行の「**時間単位**」の支払い方式を見直し、**月単位の定額報酬**など、「**包括的な報酬設定**」としていくことが適当。また、**目標の達成度合いに応じた介護報酬**の設定についても、**導入の方向で検討することが適当**。

6. 介護予防サービスの特性に応じた基準のあり方

- 効果的で質の高い介護予防サービスを継続的に担保していくために、介護予防の視点からの**実効性のある基準設定が必要**。

Ⅱ. 各サービスの報酬・基準に関する論点

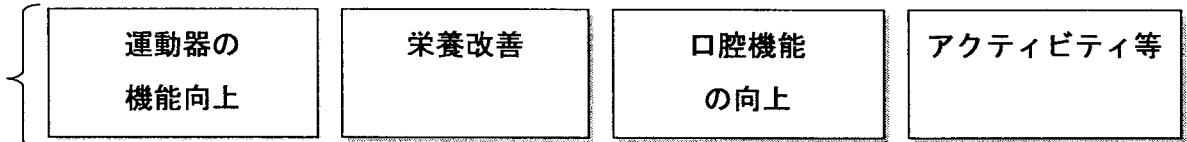
[介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション]

(サービス構造)

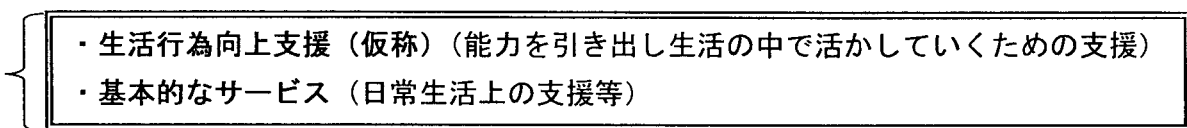
- ①一定時間、要介護者等を預かることに伴い必然的に発生する日常生活上の支援や利用者の在宅生活における生活行為を向上させるための支援などの「**共通的なサービス**」
- ②「**運動器の機能向上**」「**栄養改善**」「**口腔機能の向上**」などの各サービスごとの「**選択的なサービス**」

「介護予防通所介護」のサービスイメージ（基本的構造）

選択的な
サービス



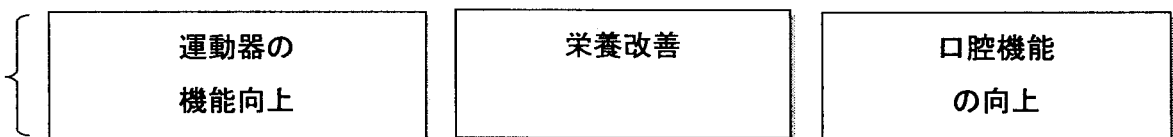
共通的な
サービス



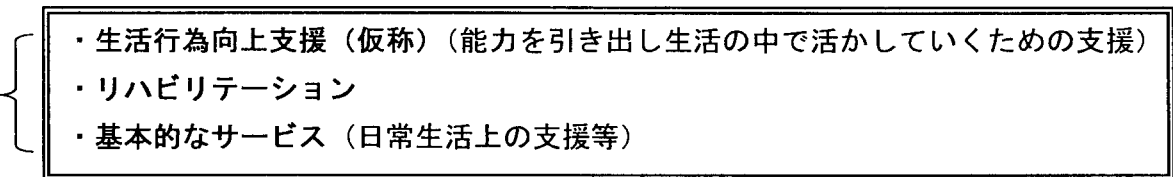
○共通的なサービスに加え、選択的なサービスを単独あるいは複数組み合わせることが考えられる。

「介護予防通所リハビリテーション」のサービスイメージ（基本的構造）

選択的な
サービス



共通的な
サービス



○共通的なサービスに加え、選択的なサービスを単独あるいは複数組み合わせることが考えられる。

(報 酬)

- 報酬については、サービス構造を踏まえつつ、**月単位の定額報酬など包括的な報酬設定とすることが適当。**

- **目標の達成度に応じた介護報酬上の評価の仕組み**については、技術的論点を整理しつつ、**導入に向け検討することが適当。**その際、
 - ①評価対象：事業者単位での評価
 - ②評価指標：要介護度の改善、サービスからの離脱
 - ③報酬支払い先：各事業者に直接給付が、現実的な一つの考え方。また、公平・公正の観点から、評価のプロセスに地域包括支援センターが関与することを検討すべき。

(基 準)

- 介護予防のための効果的な支援基準においては、**全ての事業者が最低限満たすべき実施手順等を提示**することが適当。

[介護予防訪問介護]

(報 酬)

- 報酬については、**月単位の定額報酬など包括的な報酬体系とすることが適当。**

- サービス区分については、現行の「**身体介護**」と「**生活援助**」という区分を**一本化**。「通院等乗降介助」については、現行は要支援者には認められていないことや、要介護1の該当者は「移乗」は、ほぼ自立していることなどを踏まえ、そのあり方を検討。

(基 準)

- 介護予防のための効果的な支援基準においては、①適切なケアマネジメントに基づく提供、②利用者の個別性を踏まえたサービス提供、③通所系サービスや地域のサービスとの連携確保、などを示すことが必要。

[介護予防福祉用具貸与、介護予防福祉用具購入]

(基準)

- 現行の「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の効果も踏まえ、介護予防ケアマネジメントをより徹底していく観点から、
 - ①現行の通知で示している「福祉用具の選定の判断基準」を介護予防の観点から精査した上で、「介護予防のための効果的な支援基準」に明確に位置づけるとともに、
 - ②現行の判断基準において使用が想定しにくいとした福祉用具については、原則として保険給付の対象としないこととし、例外的に保険給付の対象とする場合には、個別のケアマネジメントを経た上で、必要と認められるものについて、保険給付の対象とすることが適当。

[その他の介護予防サービス]

- その他の介護予防サービスは、通所系サービスなどにおいては対応できない利用者の個別ニーズに対応するものであり、報酬・基準については、今後、検討される介護給付のサービス提供の在り方等も踏まえつつ検討。